

令和5年10月 インボイス制度スタート

★ News 『インボイス発行事業者』の登録申請 原則令和5年3月31日までに!

令和5年10月1日から「インボイス制度」(適格請求書等保存方式)がスタートします。「インボイス制度」は、令和元年の軽減税率導入で複数税率となり、消費税計算が複雑になっていくことから、「インボイス」(適格請求書)に適用税率や、税率ごとに区分した消費税額を記載することによって、正確な納税額の算出や公平性を図れるように導入されました。一方で、事業者にとっては対応準備等の負担は大きく、負担軽減措置が講じられます。(→田中亮太事務所ニュース1月号)

- インボイス制度とは、消費税の仕入税額控除に関する新しいルールです。仕入税額控除とは、事業者が納付する消費税額を算出する際、仕入税額を差し引くことをいいます。

$$\text{売上げの消費税額(売上税額)} - \overset{\text{マイナス}}{\text{仕入や経費の消費税額(仕入税額)}} = \text{納付税額}$$
- 仕入税額控除には、税務署長に申請して登録を受けた消費税課税事業者である「インボイス発行事業者」(適格請求書発行事業者)から交付された「インボイス」(適格請求書)を保存する必要があります。インボイスがなければ仕入税額控除はできません。(経過措置→ニュース1月号)

■ 登録申請期限と手続きの柔軟化

インボイス制度が開始される令和5年10月1日からインボイス発行事業者となるためには、原則令和5年3月31日までに登録申請が必要です。4月以降であっても申請書に「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす経過措置が設けられていますが、税制改正案では、申請書に「困難な事情」の記載がなくとも、4月以降の登録が可能となる見直しが行われています。

インボイス記載例

■ インボイス(適格請求書)の記載事項

インボイス発行事業者は、以下の事項が記載された請求書等を交付しなければなりません。現行の「区分記載請求書」の記載事項に次の下線の項目を追加します。

- ①インボイス発行事業者の氏名・名称・登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜きまたは税込み)及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
(端数処理はインボイス単位で、税率ごとに1回)
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名・名称
※様式の定めはなく、手書きも可。請求書・納品書・領収書など書類の名称は問いません。また、これら

請求書		
(株)〇〇御中		〇年〇月〇日
		(株)△△
		登録番号 T1234567890123
〇年2月分	請求金額	87,200円(税込)
日付	品名	金額
2/1	牛肉 ※	5,400円
2/8	小麦粉 ※	2,160円
2/20	ビール	6,600円
⋮	⋮	⋮
合計	87,200円(うち消費税7,200円)	
10%対象	40,000円(消費税4,000円)	
8%対象	40,000円(消費税3,200円)	
注) ※印は軽減税率8%適用商品		

全ての書類をインボイス対応にする必要はなく、どの書類をインボイスにするかを検討しましょう。

★ Memo 申告所得税の振替納税日
 振替納税の場合、申告所得税の振替日は4月24日(月)。個人事業者の消費税の振替納税日は4月27日(木)です。銀行口座の残高にご注意下さい。

〒462-0844
 名古屋市北区清水2-19-9 1F
 田中亮太税理士事務所
 TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

